

## ○大分県身体障害者福祉センター利用規則

昭和六十一年三月三十一日

大分県規則第十一号

大分県身体障害者福祉センター利用規則をここに公布する。

大分県身体障害者福祉センター利用規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、大分県身体障害者社会参加支援施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第三十三号。以下「条例」という。)第六条の規定により、大分県身体障害者福祉センター(以下「センター」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一六規則三八・平一七規則一〇一・平一八規則八三・一部改正)

### (利用時間)

第二条 センターの利用時間は、午前九時から午後九時(十一月から翌年の三月までは、午後八時)までとする。ただし、日曜日は、午前九時から午後五時までとする。

2 条例第二条の二に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(平一一規則五八・平一七規則一〇一・一部改正)

### (休業日)

第三条 センターの休業日は、次のとおりとする。

一 月曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する国民の祝日(日曜日及び土曜日を除く。)

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(平七規則二二・平一七規則一〇一・平二六規則一二・一部改正)

### (専用使用の許可申請等)

第四条 体育室及び温水プール(以下「体育室等」という。)の専用使用の許可を受けようとするものは、次に定める期間内に、大分県身体障害者福祉センター専用使用許可申請書(第一号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

一 身体障害者福祉関係団体にあつては、利用日の三月前から当日まで

二 その他のものにあつては、利用日の一月前から当日まで

2 指定管理者は、前項の申請書の提出があつた場合において、体育室等の専用使用の許可をするときは、大分県身体障害者福祉センター専用使用許可書(第二号様式)を当該申請書を提出したものに交付するものとする。

(平一一規則五八・平一七規則一〇一・一部改正)

### **(個人使用の許可申請等)**

第五条 温水プール、機能回復訓練室及び卓球室(以下「温水プール等」という。)の個人使用の許可を受けようとするものは、口頭により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があつた場合において、温水プール等の個人使用の許可をするときは、身体障害者及び第七条各号に掲げるもの(以下「身体障害者等」という。)に対しては口頭によりその旨を通知し、その他の者に対しては利用券(第三号様式)を交付するものとする。

3 指定管理者は、温水プール又は機能回復訓練室を個人使用しようとする者(身体障害者等を除く。次項において「回数券希望者」という。)の希望により、これに対し、回数券(第四号様式)を発行することができる。

4 指定管理者は、回数券により温水プール等を個人使用させるときは、第二項の規定にかかわらず、利用券を交付せず、回数券希望者に回数券を提示させ、その個人使用に係る回数券を切り取るものとする。

(平一七規則一〇一・一部改正)

### **(利用の中止等の通知)**

第六条 第四条第二項の許可書の交付を受けたもの(以下「専用使用者」という。)は、体育室の利用を中止し、又は当該許可書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を指定管理者に通知しなければならない。

(平一七規則一〇一・一部改正)

### **(使用料を徴収しないもの)**

第七条 条例第四条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 厚生労働大臣の定めるところにより、療育手帳の交付を受けている者
- 二 身体障害者又は前号に掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者
- 三 身体障害者又は前二号に掲げる者の介助者
- 四 センターが行う事業に関し奉仕活動を行う者
- 五 前各号に掲げる者のほか、知事が相当の理由があると認めるもの

(平一二規則一一八・一部改正)

### **(使用料の納期)**

第八条 体育室、温水プール、機能回復訓練室及び卓球室の利用の許可を受けたもの(身体障害者等を除く。)は、第四条第二項の許可書若しくは第五条第二項の利用券の交付又は同条第三項の回数券の発行を受ける際条例第四条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、知事が指定する日までに納入することができる。

### **(使用料の減免申請)**

第九条 専用使用者が使用料の減免を受けようとするときは、大分県身体障害者福祉センター使用料／減額／免除／申請書(第五号様式)を指定管理者を経由して知事に提出しなければならない。

(平一七規則一〇一・一部改正)

### **(使用料の不還付)**

第十条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

### (行為の禁止)

第十一条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号から第五号までに掲げる行為について指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 めいていし、又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為
- 二 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと。
- 三 定められた場所以外で、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- 四 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 五 その他知事がセンターの管理上必要と認めて禁止する行為

(平一七規則一〇一・一部改正)

### (委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第二二号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第六五号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一一八号)抄

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一六年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一〇一号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第八三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第一二号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

大分県身体障害者福祉センター専用使用許可申請書

年 月 日

殿

住 所  
申請者 団 体 名  
代表者氏名  
電話 ( ) ー

下記のとおりセンターを専用使用したいので、大分県身体障害者福祉センター利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

利用の目的				
利用の日時	利用施設名 (○印で囲む。)	利用予定 人 員	利用する 附属設備	※ 使用料
年 月 日 曜日 時分から時分まで	体育室 温水プール	人		円
年 月 日 曜日 時分から時分まで	体育室 温水プール	人		円
年 月 日 曜日 時分から時分まで	体育室 温水プール	人		円
利用責任者の 住所及び氏名	電話 ( ) ー			
備 考				
※ 受付年月日	※ 年 月 日	※ 使用料 合計	※ 円	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第2号様式(第4条関係)

(平7規則22・平17規則101・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

大分県身体障害者福祉センター専用使用許可書

第 号

年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつたセンターの専用使用については、大分県身体障害者福祉センター利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用の目的				
利用の日時	利用施設名	利用予定 人	利用する 附属設備	※使用料
年 月 日 曜日 時分から時分まで	体育室 温水プール	人		円
年 月 日 曜日 時分から時分まで	体育室 温水プール	人		円
年 月 日 曜日 時分から時分まで	体育室 温水プール	人		円
利用責任者の 住所及び氏名	電話 ( ) -			
備 考		使用料計		円

第3号様式(第5条関係)

(平17規則101・一部改正)



第4号様式(第5条関係)

9cm		
No. _____	回数券	年 月 日
身体障害者福祉センター		
施設名		
1人11回 金 _____ 円		
この回数券は、利用の際係員が切り取りますので、利用前に切り取ると無効となります。		
No. _____ -11	利用回数券	(切取無効)
No. _____ -10	利用回数券	
		(切取無効)
No. _____ -2	利用回数券	(切取無効)
No. _____ -1	利用回数券	(切取無効)
		(切取無効)
		22cm

第5号様式(第9条関係)

(平11規則65・一部改正)

第5号様式(第9条関係)

大分県身体障害者福祉センター使用料減額申請書  
免除

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

電話 ( ) —

下記のとおりセンターの使用料の減額免除を受けたいので、大分県身体障害者福祉センター利用規則第9条の規定により申請します。

記

利 用 の 目 的	
利 用 の 日 時	年 月 日 曜日 時 分から 時 分まで
利 用 施 設 名 (○印で囲む。)	体育室                      温水プール
減額又は免除の理由	